



Title	漢字一字に後接するくの字点の用法について：古代文書から近世文書を資料として
Author(s)	久田, 行雄
Citation	語文. 2017, 109, p. 41-53
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/73308
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

漢字一字に後接するくの字点の用法について

——古代文書から近世文書を資料として——

久 田 行 雄

一、はじめに

同じ文字や表現を反復する際に、それらを略記する符号（所謂「踊り字」）を用いる書記法は古くから日本に存在した。書写を行う際に踊り字を使用するのは、文字や表現を繰り返すという書記行為における労力を少しでも削減するためである。

国語文字・表記においては、反復する文字の種類や字数によって複数の踊り字が使い分けられてきた。標準的には、仮名を一字繰り返す場合には「、」や「、」、二字以上を繰り返す場合には「く」（以下、「くの字点」と呼ぶ）が使用された。漢字では一字繰り返す場合には「々」、二字以上の場合には早くは文字数分の「々々」を使用したが、後には仮名からの影響を受けて「くく」も使用されるようになった。

以上のように、踊り字は繰り返す文字列の字数や文字種によって原則として使い分けられていたが、この原則に当てはまらない

例も存する。例えば、仮名に「々」が使用されることや、漢字に「、」が使用されることもあり得た。また、本来、仮名二字以上の繰り返しを示すための踊り字であったくの字点も、漢字の複数文字に対してや、以下に示すように漢字一字に対しても使用されることがあった。

図1「人く」



図2「中く」



（親鸞消息「たかだの入道殿御返事」³）

このような漢字一字に対して使用されるくの字点は、一種の例外として言及されるに留まっている。このような踊り字の用法が、どのように成立し、運用されてきたかについて明らかにすることは、踊り字が何を基準として使用されてきたのかを今一度見直す

ことに繋がる。本稿では、上記のような踊り字の例外的な用法の中でも、漢字一字に後接するくの字点の用法に着目し、この用法が成立した経緯やその特徴について明らかにすることを目指す。

二、先行研究

踊り字については、夙に吉澤義則氏、橋本進吉氏、遠藤嘉基氏らが言及している⁽⁴⁾。これらの研究では国語文字・表記における踊り字を列挙しながらその性質について述べており、くの字点についての記述も見られる。その後、中田祝夫氏がくの字点の成立を明らかにした⁽⁵⁾。中田氏は、もともと漢字で使用されていた「万々歳々」、「万歳々々」の二形式に倣って、平仮名及び片仮名にも「い、よ、」、「いよ、よ、」の二形式が存在したことを指摘し、平安時代中期頃になると平仮名文に見られた「い、よ、」の踊り字が連綿により次第に「く」のような形に変化し、それが更に変化して上下均整の「く」という形となったことを明らかにした。

くの字点の成立過程が中田氏により示された後、小林芳規氏は片仮名文や調点資料の片仮名に使用されたくの字点を調査し、その起筆位置が時代の推移に伴って変化してきたことを明らかにしている⁽⁶⁾。くの字点は「い、よ、」の形式に起源があるため、その起筆位置は繰り返す文字列の二文字目（この場合「よ」）より上にあつた。それが時代の推移に伴って、「いよ、よ、」の起筆位置に影響を受けたことや筆先の移動距離を短縮する意図が働いたことにより、徐々に二文字目の下へと移っていったことを明らかに

した。

中田氏と小林氏の研究により、くの字点の成立や起筆位置・形状について明らかにされてきた。研究の過程で運用に関する幾許かの言及も見られるものの、それらが対象としているのは仮名に後接するくの字点であり、一種の例外である漢字に後接するくの字点については用例の個別的な言及が為されたに過ぎない⁽⁷⁾。

漢字に後接するくの字点が現れる資料として『国語学大辞典』（東京堂出版、一九八〇年）は以下のように述べる。

この「く」は、古く仮名文などで「山く」など、漢字一字の反復に用いられることもあつたが、これは、その漢字表記を仮名二字以上からなるものと見做しての書法と思われる。

〔重点〕の項目、執筆者：峰岸明氏

これを承け、本稿では漢字に後接するくの字点の調査の端緒として、仮名文、その中でも書写された年代が明確に特定できる文書群を調査対象とする。文書群は纏まった分量があり、書かれた当時の表記が直接反映されていると考えられるため、本稿の調査を行う上で適した資料と言える。なお、平安時代における仮名文の資料としては仮名文学作品も想定されるが、現存する仮名文学作品は平安時代の原本ではなく書写を経たものであるため、複数の時代の表記のあり方が混在している可能性があり、各時代の表記の特徴を比較しようとする本稿の調査対象には適していない。

そのため、本稿では仮名文学作品を調査対象として扱わない。

三、調査方法

三―一、調査対象について

まずは漢字に後接するくの字点がいっ頃から見られたかを確認するために平安時代の仮名文書の調査を行う。平安時代の仮名文書を調査するにあたり、本稿では久曾神昇『平安時代仮名書状の研究』（風間書房、一九六八年）を用いた。なお、『平安時代仮名書状の研究』には影印が付されず翻刻のみ記された文書も収録されているが、本稿では影印が掲載された文書のみを対象とする。

『平安時代仮名書状の研究』は主に平安時代後期の仮名文書を収録しているが、前期から中期にかけての仮名文書も収録されており、平安時代の文書における表記のあり方を窺うに適した資料と言える。この内、不空三藏表制集紙背消息、灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背消息、諸仏菩薩釈義紙背消息の三資料は、『平安時代仮名書状の研究』と久曾神昇編『平安時代仮名書状集』（汲古書院、一九九二年）の両書に重複して収録されるが、大きい影印が収録されている『平安時代仮名書状集』を使用した。

『国語学大辞典』の「重点」の項目によると、漢字に後接するくの字点は古くは仮名文との関わりがあるとされる。しかし、本稿では広く踊り字のあり方を確認するために、仮名文に限らず調査を行うこととする。『平安時代仮名書状の研究』には、収録された仮名文書と同時代の漢文文書も収録されているため、それら

を調査対象とする。

また、平安時代後期以降におけるくの字点の使用実態を調査するにあたり、本稿では高野山文書の宝簡集・続宝簡集・又続宝簡集（以下、この三資料をまとめて「宝簡集」と呼ぶ）の文書を調査対象とする。

高野山文書の「宝簡集」は、高野山に収められた文書を江戸時代に内容毎に整理し、卷子仕立てにまとめ直した資料群である。整理された文書は平安時代から江戸時代までの文書を含んでおり、寺院関係の古記録をはじめとして、歴代天皇の綸旨・院宣や御教書・下文・朱印状など様々な様式の文書が収載されている。また農民が片仮名で記した訴訟文書なども収載されており、幅広い層の人物が記した文書を一覧することが可能である。ただし、「宝簡集」の文書は鎌倉時代の文書が比較的多く、また、様々な形式の文書が含まれながらも内容としては寺社関係の荘園に関するものが圧倒的に多いという特徴を持つ。この点については、語彙や文体といった使用される言語の特徴についての配慮を要するが、上記の点を踏まえれば、通時的な表記の実態を窺うための資料として有効であると考えられる。

なお、「宝簡集」には無年号文書や案文も含まれるが調査対象からは外さなかった。これらの文書を調査対象から外してしまうと、くの字点が使用された用例数が極端に減少してしまうためである。

調査に際し、くの字点だけではなく「々」が使用された例も合

わせて調査を行った。「々」との比較を通して、くの字点が使用される漢字にはどのような特徴があるのかを明らかにする。

三―二、くの字点の認定方法について

本稿ではくの字点の調査を行うにあたり、漢字に使用される踊り字とくの字点を明確に区別することが重要となる。その区別を行う上で、平安時代中期以前と後期以降において事情が異なるため、以下、それぞれについて詳述する。

三―二―一、平安時代中期以前の場合

漢字に使用される踊り字はその形状が多様であり、「ゝ」のように書かれることもある。この形状の踊り字が使用された際に上の文字から連綿すると一見くの字点のような形状となる。

図3 「度々」



〔諸仏菩薩釈義紙背消息・漢文文書〔平安仮名書状集〕…15図〕

これは諸仏菩薩釈義紙背消息（以下、「諸仏」紙背消息と呼ぶ）の漢文文書で踊り字が使用された例である。形状は長さが短いものの、くの字点のようにも見える。しかし、「諸仏」紙背消息の仮名文書で使用された踊り字を確認すると、その起筆位置は繰り

返す文字の終筆部分よりも高い位置にあることが確認される。なお、このことは、踊り字に前接する文字が漢字の場合にも当てはまる。

図4 「よくく」



〔諸仏〕紙背消息・仮名消息〔平安仮名書状集〕…10図〕

該当箇所

図5 「返く」



〔諸仏〕紙背消息・仮名消息〔平安仮名書状集〕…7図〕

このように「諸仏」紙背消息においては、漢文文書では図3のように上の文字から連綿する踊り字が使用されるが、繰り返す文字の終筆部分よりも起筆位置が高い位置にある踊り字は確認できない。一方、仮名文書では図4・図5のように繰り返す文字の終筆部分よりも起筆位置が高い位置にある踊り字が使用される。なお、平安時代中期以前の他の漢文文書と仮名文書の場合も、「諸

「仏」紙背消息と同様である。すなわち、平安時代中期以前においては、漢文文書と仮名文書とで踊り字の起筆位置が異なるのである。よって、仮名文書に見られる起筆位置の高い踊り字をくの字点、漢文文書に見られる上の文字から連綿する踊り字を「々」と区別することが出来る。

三―二―二、平安時代後期以降の場合

平安時代中期以前においては、起筆位置の高低がくの字点の認定の基準となることを確認した。ここで留意すべきは、小林氏の研究により明らかにされた、くの字点の起筆位置が時代が下るにつれて次第に下方へと移っていく現象である。本稿の調査によると、平安時代後期の仮名文書において上の文字から連綿する踊り字が確認される。

図6 「返く」



(文泉抄紙背消息・仮名文書〔平安時代仮名書状の研究〕…195図)

時代が下るにつれて起筆位置が下がるという小林氏の研究を踏まえると、これを起筆位置の下がったくの字点と認定することが出来る。一方で、形の上では図3の「度々」と同様であり、「々」と捉えることも可能である。このように、この時期のくの字点の

認定については客観的な根拠が得がたい。そのため本稿では、平安時代後期以降の文書において、漢字から連綿しており、かつくの字のような形状をした踊り字は、ひとまずくの字点の例と見做すこととした。この処置は、平安時代後期以後の漢文文書においても適用する。

図3の如く「々」がくの字点と類似するのは連綿のためである。すなわち、上の文字から連綿しない場合は、くの字点と「々」は区別が可能である。

図7 「又く」



(僧真教飛行三鈔記…続宝簡集828)

図8 「能々」



(入江松雲齋金泥法華経施入覚書…続宝簡集223)

また、平安時代後期以後においても、起筆位置が繰り返す文字の終筆部分よりも高い位置にあるくの字点が存在する。図7のような例と起筆位置が高い位置にある踊り字は、平安時代後期以降

においてもくの字点の確例として認定できる。以下、このような方針で調査を行った結果を示す。

四、文書における漢字に後接するくの字点

四―一、平安時代の文書の場合

くの字点が使用され始めるのは、中田氏の調査によると平安時代中期頃とされるが、中田氏の調査対象は主に調点資料の片仮名であった。そのため、先ずは文書資料ではいつ頃からくの字点の使用され始めるかを確認することから始めたい。⁹⁾なお、本節では前章で述べたくの字点の確例のみを分析の対象とする。

調査した文書の中で、くの字点の最も早い例は石山寺藏虚空蔵菩薩念誦次第紙背消息（康保（九六四）九六八）頃である。これは全四通の仮名文書であり、「しは（ば）く」と「ことく」がそれぞれ一例見える。¹⁰⁾仮名文書においても、平安時代中期頃に、くの字点の使用を確認することが出来る。

漢字に対してくの字点が使用された最も早い例は、不空三藏表制集紙背消息・灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背消息（応徳（一〇八四）一〇八六）頃か。以下、それぞれ「不空」紙背消息・「灌頂」紙背消息と呼ぶ）である。これらは今では別々の本の紙背として用いられているが、元は一つの纏まりを成していたと考えられる資料である。全四九通の仮名文書において、漢字一字に後接するくの字点を六例確認することが出来る。

図9 「返く」



〔灌頂〕紙背消息・仮名消息（『平安仮名書状集』…9図）

図10 「又く」



〔不空〕紙背消息・仮名消息（『平安仮名書状集』…33図）

「返く」が五例、「又く」が一例使用されており、六例全ての起筆位置が漢字の終筆部分よりも高い位置にあることが確認される。¹¹⁾

次に古い例としては、「諸仏」紙背消息（寛治（一〇八七）一〇九四）頃の仮名文書一〇通において「返く」を二例、文泉抄紙背消息（承安五年（一一七五）頃）の仮名文書四通に「猶く」を一例確認することが出来る。¹²⁾

以上が平安時代の文書に使用された漢字に後接するくの字点の全例である。「返く」が七例、「又く」が一例、「猶く」が一例、総計九例が確認された。なお、この時期の漢文文書にはくの字点の確例は見出せなかった。

このように「漢字＋く」が使用された理由について、以下考察を行う。なお、考察するにあたり、三―二―一で述べたように「々」と区別が可能な平安時代中期以前を対象とする。平安時代中期以前において、仮名文書では「、」や「く」が使用される一方で、漢字に使用される踊り字の「々」は見られない。一方、漢文文書においては「々」が使用されるものの、くの字点を確認することは出来ない。以上のことから、平安時代中期以前において、踊り字は繰り返す文字の字種ではなく、仮名文書か漢文文書かという文体差によって選ばれていた可能性があるのではないだろうか。すなわち、仮名文書において和語の疊語が漢字表記された際に、前接する文字種が漢字に変わっても、なおくの字点が使われたのはこのような文書によって踊り字が選択されていたからではないかと推測される。このような状況下において「漢字＋く」が使用されるようになったと考えられるのである。

平安時代の文書の調査から、平安時代中期末から後期には漢字に後接するくの字点の用例が見られること、ただし、その用例は「返」「又」「猶」と少数に限られることが明らかとなった。また、仮名文書に見られる和語の疊語が漢字表記され、なおかつくの字点が使用され続けたことで「漢字＋く」が成立したと推測した。この「漢字＋く」が成立する背景として、平安時代中期以前においては漢文文書と仮名文書で使用される踊り字が異なっていた可能性があることを指摘した。

四―二、「宝簡集」の場合

以下「宝簡集」における漢字に後接するくの字点の実態を具体的に見ていく。

「宝簡集」に収められた三五〇二通の内、漢字一字に接続する踊り字（くの字点及び「々」）が使用された例は三二〇七例（二八九通）であり、その中でくの字点が使用されていたのは三二六例（二一九通）である。「宝簡集」において、漢字に対してくの字点が使用される用例数は「々」（二八八例）に比べて少なく、漢字に対して使用される踊り字としては「々」が一般的であったことが指摘できる。

「宝簡集」に収められた最も古い文書は、貞観一八年（八七六）の真然三十帖策子領取状写である。この文書以後、正暦四年（九九三）までの間の文書を欠くが、それ以降の期間の文書は収載されている。

「宝簡集」において、漢字一字に対してくの字点が使用された最も古い例は久寿三年（一一五六）のもの^①とされる文書である（以下、引用部における傍線は稿者による）。

・僧慶兼奉書（又統宝簡集^②）

……件僧名、宮御熊野詣以前、可令経御覧給候也、然者十九日以前、必く可令進給候之状如件

この文書は漢文文書であり、くの字点は「必」から連綿した例

である。三―二―二で確認したように、上の文字から連絡し、くの字のような形状をした踊り字は、「々」かくの字点であるかは判断しがたい。しかし、この例をくの字点の例と見做しても、『平安時代仮名書状の研究』の初出例（応徳一〇八四―一〇八六）頃を遡らないことが指摘できる。

また「宝簡集」の漢文文書において、くの字点の確例が以下のように見られる。

・中原親能書状（宝簡集331）

因幡前司御書状進之、委令申候了、御山事、更く不可忽諸候、尚々以使人可令申其旨候也、……

これは文治二年（一一八六）の漢文文書であり、起筆位置が繰り返す文字の終筆部分よりも高い位置にあるくの字点である。『平安時代仮名書状の研究』では確認することが出来なかった、漢文文書に使用されたくの字点の確例を「宝簡集」においては確認することが出来る。そのため、「宝簡集」においては漢文文書と仮名文書の違いによる踊り字の差は見られないことが指摘できる。では、この時期以降において、くの字点はどのような運用の基準があったのだろうか。その運用の基準をくの字点が後接する漢字という観点から見ていく。

くの字点が後接する漢字の種類を1世紀毎に分けて示すと「表1」の通りである。前世紀に用例が確認されず、初めて現れた漢

字は表の下方に纏め、左に傍点を付した。漢字の右に付した数は用例数を示す。なお、「表1」には内容や差出人等の情報から書かれた時期を具体的に特定できる無年号文書や案文の例を含めてある。ただし、無年号文書と案文の全てが書かれた時期を特定できていないわけではないため、後述する「表3」以降の表と一部対応しない箇所があることを断っておく。

【表1】1世紀毎に見たくの字点が接続する漢字の種類

12世紀	云 ²⁵ 、更 ¹ 、又 ¹ 、世 ¹ 、必 ¹ 、糸 ¹ 、恐 ¹ 。
13世紀	代 ¹ 、云 ¹⁰ 、更 ³ 、又 ¹ 、人 ¹⁰ 、度 ⁵ 、返 ² 、構 ² 、努 ² 、能 ² 、年 ¹ 、内 ¹ 、早 ¹ 、遅 ¹ 、白 ¹ 、種 ¹ 。
14世紀	云 ²⁵ 、返 ⁵ 、度 ² 、構 ² 、更 ¹ 、又 ¹ 、人 ¹ 、早 ¹ 、我 ² 、連 ² 、重 ¹ 、且 ¹ 。
15世紀	返 ¹ 、早 ¹ 、条 ³ 、度 ² 、連 ¹ 、云 ¹ 、更 ¹ 、先 ² 、少 ¹ 、尚 ¹ 、主 ¹ 、濟 ¹ 、皆 ¹ 、旁 ¹ 。
16・17世紀	早 ¹⁰ 、返 ⁸ 、尚 ⁷ 、皆 ¹ 、条 ³ 、度 ² 、先 ² 、必 ² 、云 ¹ 、内 ¹ 、努 ¹ 、連 ¹ 、夫 ¹ 、能 ¹ 、少 ¹ 、遅 ¹ 、種 ¹ 、恐 ¹ 、猶 ²⁰ 、中 ² 、各 ¹ 、折 ¹ 、永 ¹ 、近 ¹ 。

【表1】を見ると、時代が下るにつれて、くの字点が接続する漢字の種類が徐々に増えていることが指摘できる。四―一では、和語に使用された例しか確認出来なかったが、12世紀において漢語に使用されている例を確認することが出来る。また「云」や「返」「度」などほどの世紀にも用例が見られ、くの字点が使用されやすかったことが分かる。なお、13世紀の欄に「遅」の例を確認することが出来るが、「遅」の疊語は「チチ」であり、この場

合の繰り返す文字は「チ」一字に相当する。このことから、仮名一字に相当する漢字にもくの字点は後接し得る、ということが指摘できる。

次に、くの字点が使用された表現の特徴を明らかにするために「々」との比較を行う。まずは踊り字（くの字点と「々」）が接続する漢字一字を集計し、その上位10字を示すと【表2】の通りである。

【表2】「宝簡集」で踊り字が接続する漢字の上位10字

文字	云	条	恐*	度	代	早	種	面	年	返
用例数	541	380	290	122	82	80	76	68	64	62

*「恐々謹言」の用例数(29例)も含めている。

【云】「条」「恐」の三つの用例数が他の漢字に比べて多いことが指摘できる。これはこの三つの漢字による表現「云々」「条々」「恐々(謹言)」が文書においてそれぞれ多用されていたからだと判断できる。ただし、これら【表2】の10字に限ることではないが、語彙の出現には時期的な偏りが見られるものもある。例えば、「云々」「条々」「恐々(謹言)」は各時期に用例は見られるものの、「宝簡集」において文書数が多い鎌倉時代(12世紀と13世紀)の用例が他の時期に比べて多い。一方「早々」や【表2】には掲載されていない「猶々」などの表現は室町時代後期から江戸時代(16・17世紀)にかけて用例が多く見られるといった特徴がある。くの字点が使用された用例に限って、用例数の多い漢字上位10

字を見ると、以下の【表3】の通りである。

【表3】「宝簡集」でくの字点接続する漢字の上位10字

文字	云	猶	返	早	尚	度	人	更	条	連
用例数	91	34	24	20	19	17	13	11	11	9

全体の用例数と同様に「云」の用例が多いことが指摘できる。また、「猶」の用例も多く見られるが、これは上述したように16世紀から17世紀に多く見られる表現であり、くの字点の例もこの時期に多く見られる。

また【表3】を見ると、くの字点の後接する漢字にはある傾向が見受けられる。【表3】では「猶(尚)」や「返」「度」「人」の用例が多いことが指摘できる。これらの漢字を繰り返した語彙はそれぞれ「猶々」「返々」「度々」「人々」であり、和語であることが分かる。そこで、語種という観点からくの字点の後接する漢字を見てみると、以下の【表4】の通りである。

【表4】くの字点接続する語彙の語種

和語	158例	漢語	129例	判断不可	39例
猶 ²¹ 返 ²¹ 尚 ¹⁹ 度 ¹⁵ 人 ¹³ 更 ¹¹ 能 ⁸ 皆 ⁶ 構 ⁶ 又 ⁴ 必 ⁴ 中 ³ 我 ³ 努 ³ 折 ³ 夫 ³ 且 ³ 白 ³ 主 ³		早 ²⁰ 云 ¹¹ 条 ¹¹ 速 ¹⁰ 恐 ⁹ 少 ⁸ 度 ⁸ 選 ⁸ 重 ⁷ 濟 ⁷ 世 ⁷ 院 ⁷ 念 ⁷	早 ²⁰ 先 ⁶ 種 ² 内 ² 年 ¹ 代 ¹ 日 ¹ 前 ¹ 近 ¹ 各 ¹ 永 ¹ 誠 ¹ 旁 ¹		

【表4】から、くの字点を使用した三二六例を見ると、和語

一五八例(約48%)、漢語二二九例(約40%)であり、和語の割合が高いことが分かる。また、これを異なり語数で見ると和語一九例(約43%)、漢語二二例(約27%)となり、延べ語数で見ただけと同様に和語の割合が高いことが指摘できる。このように文書において、漢字に後接したくの字点は漢語にも見られるものの、和語との結び付きが看取される。

また、くの字点と和語との結び付きは、調査したくの字点を確例に限ると、より明瞭となる。

【表5】くの字点(確例のみ)が接続する語彙の語種

和語	39例	度 ¹² 、人 ¹¹ 、構 ³ 、又 ³ 、中 ² 、更 ² 、我 ² 、折 ¹ 、返 ¹ 、努 ¹ 、主 ¹ 。
漢語	4例	度 ¹ 、少 ¹ 、糸 ¹ 、濟 ¹ 。
判断不可	4例	先 ² 、年 ¹ 、代 ¹ 。

【表5】は、【表4】から「々」であるかくの字点であるか判断が出来ない例を引いたものである。用例数が極端に少なくなってしまうが、くの字点の確例のみを扱うことが可能となる。くの字点が使用された割合は、和語三九例(約83%)、漢語四例(約9%)であり、異なり語数でも和語一一例(約61%)、漢語四例(約22%)と、和語の割合が高い。以上の結果から、くの字点は和語の疊語に対して使用される傾向にあることが指摘できる。

ただし、くの字点と和語との結び付きというのは、和語であればくの字点が積極的に使用されるというわけではない。たしかに

「猶々」や「尚々」は、「宝簡集」の中でそれぞれ五六例、三七例確認されており、くの字点を使用した割合はそれぞれ約61% (三四例)【表4】の数值。以下、同じ)、約51% (一九例)であり、その割合は高い。その一方で「返々」や「度々」「人々」などは、「宝簡集」の中でそれぞれ六二例、一一二例、五七例使用されているが、くの字点を使用した割合はそれぞれ約39% (二四例)、約12% (一五例)、約23% (一一三例)であり、その割合は低い。このことから、「宝簡集」において漢字に使用される踊り字は「々」が一般的であり、繰り返す表現が和語であれば、くの字点を使用される可能性が存した、という程度の位置付けであったと考えられる。

以上、文書において漢字に使用されるくの字点の特徴を考察し、くの字点と和語との関連を指摘した。このくの字点と和語との関連性についての推測を述べる。

くの字点と和語との関連は、くの字点が平仮名文から生じていることが関係していると思われる。平安時代の平仮名文は漢文訓読の要素が薄く、日常的な言語が反映されているとされる。このような言語的特徴を持つ平仮名文から生じたくの字点は必ず和語と結び付きやすかったと推測される。実際に、仮名文書には和語の疊語である「いと」と「かへすがへす」といった例が確認されている。その一方で、平仮名文では漢語がほとんど使用されず、漢語の疊語も見られない。このような特徴は仮名文学作品にも当てはまる。そのため、まずは和語の疊語に対してくの字点

が使用され、その後、和語の疊語の漢字表記、漢語の疊語へと及んだと考えられる。このようにくの字点が発生した平仮名文という文体において使用される語彙が和語であったため、くの字点は和語が漢字表記された例に対して使用されやすかったのであると推測される。

五、おわりに

以上、本稿では、文書を調査対象として漢字一字に対して使用されたくの字点の実態を見てきた。この用例は平安時代中期末から確認されており、仮名文書で使用されていた疊語の仮名表記部分に漢字表記されたことで成立したと推測した。これは平安時代中期以前において、仮名文書と漢文文書という違いで使用される踊り字が異なっていたことに起因する可能性があることを述べた。これは従来見落とされてきた同時代における踊り字の使用状況を確認することで明らかとなったことである。また、漢字に後接するくの字点は和語に使用されやすい傾向にあることを指摘した。その理由については、くの字点が平仮名文から生じた踊り字であるため、平仮名文に使用される和語と結び付きやすかったのであると考察した。

しかし、くの字点の使用され初めた当初において、和語との結びつきが見られることはともかく、時代が下っても、なお和語との結びつきが保たれ続けたことに関しては考察が及んでいない。文字習得の場で使用された往来物などにおいて、くの字点がどの

ように使用されたかを考慮する必要がある。また本稿では取り扱わなかった書写資料におけるくの字点のあり方が、実際に文書等の日常的な場での字点を使用する際に影響を与えたのかどうかという視点も含めて考察しなければならない。このような書記という行為にまつわる文化的な背景をも含めて、今後調査を継続する。

注

- (1) 漢字の踊り字には様々な形状（// や「」や「」など）が存し、区別を要する場合もあるが、本稿では便宜的に「々」を用いる。
- (2) 複数の文字を繰り返す際に、漢字では中国で使用されていた方法を踏襲し、繰り返す文字一字毎に踊り字を書く（例、不々可々説々）か、複数の文字を書いた後に繰り返す文字数分の踊り字を書いた（例、不可説々々々）。
- (3) 影印は日本名跡叢刊26巻「鎌倉親鸞消息」（二玄社、一九七九年）による。
- (4) 吉澤義則「國語國文の研究」（岩波書店、一九二七年）、橋本進吉「文字及び假名遣の研究」（岩波書店、一九四九年）、遠藤嘉基「訓点資料と訓点語の研究」（中央図書出版社、一九五三年）。
- (5) 中田祝夫「仮名疊用符号の沿革」（『古點本の國語學的研究』〈講談社、一九五四年〉）。
- (6) 小林芳規「踊字の沿革統緒」（『広島大学文学部紀要』27—1、一九六七・一二）。
- (7) 例えば、定家自筆本の表記を扱った村田正英「定家自筆平仮名文における漢字・仮名同形字について」（『小林芳規博士退官記念

国語学論集』（汲古書院、一九九二年）において、漢字に後接するくの字点についての記述が見られる。また、近世・近代の資料における踊り字を通覧した研究として天沼寧「くりかえし符号」、『大妻女子大学文学部紀要』16、一九八四・三）があり、その中でくの字点についても述べられている。ただし、用例の分類に留意し、考察の対象とはなっていない。

(8) 調査及び掲載影印はCD-ROM版『宝簡集』（小林写真工業、二〇〇四年）を使用した。

(9) 以下、四十一の調査対象は『平安時代仮名書状の研究』に収録された文書である。

(10) 石山寺藏虚空藏菩薩念誦次第紙背消息に、くの字点が使用されていることは、注5の中田氏論文で既に指摘されている。

(11) 久曾神昇氏は「不空」紙背消息・「灌頂」紙背消息と「諸仏」紙背消息を同一の資料群と見做しているが、矢田勉氏が「平安・鎌倉時代における平仮名字体の変遷」、『国語文字史の研究』4、和泉書院、一九九八年、「国語文字・表記史の研究」〈汲古書院、二〇一二年〉に再録）において、前二者と「諸仏」紙背消息を別の資料とみなす根拠を示している。本稿も矢田氏の見解に従い、両者を別の資料として扱う。

(12) 『平安時代仮名書状の研究』では、複数漢字に後接するくの字点の確例は見出せなかった。

(13) 文書が書かれた推定年代で言えば、漢字一字に対してくの字点が使用された最も古い例は大治四年（一一二九）とされる文書（又統宝簡集）である。しかし、この文書は写しであり、その書写が承安四年（一一七四）以降であると推定されている。そのため、本稿では又統宝簡集の文書を最も古いものと判断した。

(14) くの字点は本来仮名に使用される踊り字であるため、仮名一字に後接するくの字点の例との関連を考察すべきであるが、現段階

では調査が不十分である。「消息詞」に「遅々チ〜」「多々タ〜」といった例や黒川本「色葉字類抄」に「代々ヨ〜」「世々ヨ〜」などの例が確認されている。このことについては今後の課題としたい。

(15) ただし、古文書に使用された語の読みが確実に決定できるわけではないため、全ての語彙が語種という観点から分析を行えるわけではない。くの字点が使用されやすい表現の傾向を見ることを目的とした便宜的な分類であることを断っておく。

(16) 「表4」の分類に際し、「日本国語大辞典」（第二版、小学館、二〇〇〇年―二〇〇二年）を使用した。「色葉字類抄」などの古辞書を使用することも可能ではあるが、便宜的に「日本国語大辞典」の見出し語を分類の基準に用いた。分類対象となった語彙の中には、訓読みと音読みの方の読みを持つ疊語が存在する。これらの例は和語であるか漢語であるかは判断がつかないため、「判断不可」の例とした。ただし、「度々」については遠藤好英「記録・文書の語彙」、『中世の語彙』（明治書院、一九八一年）を参照し、「度々」が用言を修飾するなら「たびたび」、名詞を修飾するなら「下下」の例と判断した。

(17) 宮島達夫編『日本古典対照分類語彙表』（笠間書院、二〇一四年）などにおいて、平安時代の仮名文学作品において漢語があまり使用されていないことが、数量的に示されている。

(18) 後代における記述であるが、富士谷御杖「北辺随筆」（文政二年（一一八九）版）に漢字に後接するくの字点に関する言及が見られる。当該資料において踊り字に関する記述があることは、既に注5の中田氏論文において指摘されているが、ここではその中でも以下の記述に注目したい。（翻刻に際し、仮名を一部漢字に改めた。もとの仮名は括弧付きの振り仮名で示した。）

○重点

亡父成章、又云、重点は、假名には、へきぬくへあふなく、
如此書くべし、古、へき、ぬ、と書けるを、草書して、へき
ぬく、と書けるか、後に、かくなれる也、(中略)へ浦く山く
など、真名に書、むには、へ浦く山くなどは書くまじき也
又行詰まりて、下にへ浦と書き、上へあけて、へ々など書く
べからず、もししか下に詰まりたらん時は、上にもへ浦と書く
べしとぞ、備書家などの書けるものには、此誤り多き事なり

『北辺随筆』は富士谷御杖が国学の研究の途上で発見した題材に
ついて考証・演述した学問的な随筆である。『北辺随筆』は主に
御杖自身の考証録であるが、卷之三には父成章の重要な学説を引
用する箇所があり、先掲箇所も成章の考えを引用した箇所にあた
る。傍線部から富士谷御杖及びその父成章は、漢字一字に対して
使用する踊り字としてくの字点は適切ではなく「く」が適切だと
考えていたことが分かる。このような踊り字の適否に関する言及
が、近世後期において一般的なものであったかについては更なる
検討を要するが、近世期においてこのような意識が存したという
ことは見逃せない事実であろう。『北辺随筆』は立命館大学
ARC 古典籍ポータルデータベース (資料番号: arcBK01-0023)
を確認した。

〔付記〕

本稿を成すにあたり、貴重資料の利用にご高配を賜りました高野山
金剛峯寺及び高野山霊宝館に深謝申し上げます。

本稿は、第三四三回近代語研究会春季大会(於…関西大学)におけ
る口頭発表に基づくものです。ご指導、ご教示を賜りました方々に御
礼申し上げます。

(ひさだ・ゆきお 本学大学院博士後期課程)